

福岡市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

(目的)

第1条 福岡市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業（以下「本事業」という。）は、重度の障がい者のうち、意思疎通が困難な者等が医療機関に入院した場合に、本人との意思疎通を十分に行うことができる者（以下「コミュニケーション支援員」という。）を派遣し、医療従事者との意思疎通の円滑化を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(趣旨)

第2条 本事業は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業として実施し、この要綱は同条に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は福岡市とする。

(支給対象者)

第4条 本事業の対象者となる重度の障がい者は、福岡市内に居住し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第4条第1項に規定する障がい者又は法第4条第2項に規定する障がい児のいずれかに該当する者
- (2) 法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第5項に規定する行動援護又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援のサービスを現に利用している者
- (3) 法第21条第1項に規定する障害支援区分の認定に係る認定調査項目のうちコミュニケーションに関連する次の項目について、該当する者とする。ただし、障がい児の場合は当該者と同等の状態で、コミュニケーション支援の必要があると居住地の区の区長（以下「区長」という。）が認める者

3-3 コミュニケーション

- 「2. 特定の者であればコミュニケーションできる」
- 「4. 独自の方法でコミュニケーションできる」
- 「5. コミュニケーションできない」

に該当する者

ただし、「3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる」に該当する者については、在宅で使用していた意思伝達手段が医療機関で利用できない場合、伝達状況等を特記事項で確認した上で判断する。

- (4) 入院先の医療機関からコミュニケーション支援員の受入れの承諾を得ている者

(事業の内容)

第5条 本事業は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（前条第2号に掲げるサービスを現に提供している事業者に限る。以下「コミュニケーション支援事業者」という。）がコミュニケーション支援員を派遣することにより行う。

2 本事業のサービス内容は、入院時における医療従事者との意思疎通の円滑化を図るための支援とし、診療報酬の対象となるサービスは提供しない。

(利用時間)

第6条 本事業のコミュニケーション支援員派遣時間は、1回の入院につき150時間を上限と

する。

2 入院期間における1日当たりの利用時間は、10時間以内とする。

（事業に要する費用）

第7条 本事業に要する費用（以下「コミュニケーション支援給付費」という。）は、別表第一に定めるとおりとする。

（支給申請）

第8条 本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、事前に「福岡市重度障がい者入院時コミュニケーション支援給付費支給（変更）申請書（第1号様式）」に障がい福祉サービス受給者証を添えて、区長に申請しなければならない。

（支給決定）

第9条 区長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、コミュニケーション支援給付費の支給の要否及び支給する場合の支給期間等の決定（利用者負担上限月額の決定を含む。）を行うものとする。

2 区長は、前項の規定による決定を行ったときは、「福岡市重度障がい者入院時コミュニケーション支援給付費申請決定（却下）通知書（第2号様式）」（以下「決定通知書」という。）により申請結果を申請者に通知するものとする。

3 前条の申請を受けた場合において給付費の支給を決定する際の利用者負担上限月額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する額を準用する。ただし、市長が別に利用者負担上限月額を定める場合はこの限りではない。

4 第1項の支給期間は、同項の規定によりコミュニケーション支援給付費を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を行った日から第4条第2号に掲げるサービスの支給決定期間の末日までとする。

（受入の承諾）

第10条 支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者（以下「支給決定障がい者等」という。）が本事業を利用する場合は、コミュニケーション支援員の受入れについて、「福岡市重度障がい者入院時コミュニケーション支援受入承諾書（第3号様式）」作成し、入院期間を証明する書類を添えて、コミュニケーション支援事業者に提出しなければならない。

（派遣契約）

第11条 支給決定障がい者等が本事業を利用するときは、決定通知書をコミュニケーション支援事業者に提示し、当該事業者と本事業について契約を締結しなければならない。

（支給決定の変更）

第12条 支給決定障がい者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長に変更申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

（1）管轄行政区内で居住地を変更するとき。

（2）収入等が前年に比して著しく減少し、費用負担が困難になったとき。

（3）支給決定内容の変更を希望するとき。

2 前項の申請を受けた場合の手続きについては、第9条の規定を準用する。

（支給決定の取消し）

第13条 区長は、支給決定障がい者等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本事業の利用を辞退したとき。
- (3) 第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正の申請により支給決定を受けたとき。
- (5) その他区長が不適当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、「福岡市重度障がい者入院時コミュニケーション支援給付費支給決定取消通知書（第4号様式）」により支給決定障がい者等に対してその旨を通知するものとする。

(利用者負担額)

第14条 支給決定障がい者等が負担する額（以下「利用者負担額」という。）は、別表第一の規定に基づき算定した費用の1割とする。

2 コミュニケーション支援事業者は、支給決定障がい者等に対して本事業を行ったときは、当該支給決定障がい者等から前項の規定により算定した利用者負担額の支払を受けるものとする。

3 コミュニケーション支援事業者は、前項の規定により利用者負担額の支払いを受けた場合は、支払を行った支給決定障がい者等に対し領収証を交付しなければならない。

(請求及び支払い)

第15条 コミュニケーション支援事業者は、コミュニケーション支援給付費のうち、利用者負担額を除いた費用について、市から支払いを受ける場合は、「福岡市重度障がい者入院時コミュニケーション支援受入承諾書（第3号様式）」、「福岡市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業サービス提供実績報告書（第5号様式）」、「福岡市重度障がい者入院時コミュニケーション支援給付費明細書（第6号様式）」に請求書、入院期間を証明する書類を添えてサービス提供終了後おおむね2週間以内に市長に請求しなければならない。市長は、コミュニケーション支援事業者の請求を審査し、請求を受けた日から30日以内に当該費用を支払わなければならない。

(費用の返還)

第16条 市長は、コミュニケーション支援事業者が虚偽その他の不正な手段により第7条に規定する費用の支払いを受けた場合は、当該事業者から当該費用の全額または一部を徴収するものとする。

(事業者の遵守事項)

第17条 コミュニケーション支援事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 支給決定障がい者等が医療従事者等との意思疎通が円滑に図れるようコミュニケーション支援員を派遣し、コミュニケーションに要する支援を適切かつ効果的に行うこと。
- (2) コミュニケーション支援員が、本事業に当たるときは、医療従事者等の指示に従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、支給決定障がい者等又は支給決定障がい者等が入院する医療機関から提示を求められたときは、これを提示すること。
- (3) コミュニケーション支援事業者は、支給決定障がい者等に対して本事業を行ったときは、支援内容等について支援記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。
- (4) 本事業を実施している際に事故等が発生した場合は、支給決定障がい者等の家族及び市

長に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じること。

(5) 業務上知り得た支給決定障がい者等の個人情報保護に十分留意すること。

(報告等)

第18条 市長は、事業の実施に関して必要と認められるときは、コミュニケーション支援事業者に対して事業にかかる報告及び書類の提示を命じ、または当該事業者の事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第一（第7条関係）

所要時間	コミュニケーション支援事業費
30分未満	1, 130円
30分以上1時間未満	2, 090円
1時間以上1時間30分未満	2, 920円
1時間30分以上2時間未満	3, 660円
以後30分ごとに加算	750円